

TFSグループ（税理士・会計士・社労士・行政書士）

# NEWS LETTER

01  
2025

新年明けましておめでとうございます。長年、日々の心の支えにしている松下幸之助翁の生前の言葉を集めた日めくりカレンダー・・・今年の表題は『道をひらく』です。皆様にとりまして、本年がさらに充実して新たな『道をひらく』一年となりますように、心よりお祈り申し上げます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



## Special × feature

- ◆申告書等の控えへの收受日付印の押なつが廃止
- ◆マイナンバーカード読取不要でスマホ申告が可能に
- ◆健康保険証の発行終了に伴い手続きも変わりました
- ◆2024年の賃金改定状況を振り返る

# 申告書等の控えへの 収受日付印の押なつが廃止

国税に関する申告書や届出書など（以下、申告書等）を税務署等へ書面で提出する際、提出した事実や税務署等がいつ受け取ったか確認等するために控えを添えて提出し、その控えに収受日付印を押なつの上、返送等してもらう実務慣行があります。この押なつが廃止されます。

## 2025年1月から廃止

国税に関する申告手続等について、オンライン化を推進するなど、デジタル社会の実現に向けた取組が進んでいます。実際オンライン化は年々進んでおり、国税庁から公表された「令和5年度におけるオンライン（e-Tax）手続の利用状況等について」によれば、オンライン利用率として法人税申告は86.2%、所得税申告は69.3%との結果が公表されています。このオンライン利用率の向上や、今後も利用が拡大する見込みなども踏まえて、これまで行われてきた、書面提出による申告書等の控えへの収受日付

印の押なつは、2025年1月から廃止されることとなりました。そのため、1月以降の書面提出は、正本（提出用）のみを提出します。なお、当分の間の対応として、希望者には申告書等を収受した日付や税務署名を記載したリーフレットが交付されます（郵送の場合は、切手を貼付した返信用封筒の同封が必要）。

## 申告内容等の確認方法

書面提出を行った場合に、提出の事実や申告内容等を確認する方法として、国税庁は次の方法を案内しています。ご参考ください。

○書面提出を行った場合の申告内容等の確認方法（できる→○、できない→×、（ ）内は手数料）

確認方法 (利用サービス名等)	請求方法		
	オンライン	税務署窓口	
申告書等情報取得サービス	○ (無料)	×	● 所得税の確定(修正)申告書、青色申告決算書等のうち直近3年分について、パソコン・スマートフォンからe-Taxを利用してPDFファイルを取得
保有個人情報の開示請求	○ (200円/件)	○ (300円/件)	● 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認 ● 郵送での請求も可能
申告書等閲覧サービス	×	○ (無料)	● 納税者等が申告書等を作成するに当たり、過去に提出した申告書等の内容を確認する必要があると認められる場合に閲覧可能(代理人でも閲覧可能(委任状が必要)) ● 一定の場合は写真撮影が可能
納税証明書の交付請求	○ (370円/枚)	○ (400円/枚)	● 確定申告書等を提出した場合の納税額、所得金額又は未納の税額がないことの証明書を取得 ● 郵送での請求も可能

(※)基本的にはオンライン請求(申請)時にはマイナンバーカード等が、税務署の窓口請求時には本人確認書類などの一定の書類がそれぞれ必要となります。実際に請求する際は、必要書類等を事前に確認するとよいでしょう。

参考：国税庁「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/onatsu/index.htm> 他

# マイナンバーカード読取不要で スマホ申告が可能に

デジタル社会の実現化に向けて、国税の分野でも様々な取組が行われています。スマートフォン（以下、スマホ）を用いた個人の確定申告（以下、スマホ申告）もその1つです。年々使い勝手が向上していますが、2025年1月からさらに便利になります。

## スマホ用電子証明書に対応

マイナンバーカード保有者は、マイナポータルアプリから手続を行い、「スマホ用電子証明書」をスマホに登録することで、マイナンバーカードで利用できるサービスを、スマホだけで完結することができます。ただし、現状マイナンバーカードで利用できる全てのサービスがスマホ用電子証明書で完結できるわけではなく、提供サービスは順次拡大されています。スマホ申告については、2025年1月からスマホ用電子証明書に対応することとなりました。



これにより、スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードを読み取ることなく、スマホ申告が可能となります。

また、スマホの機種によっては、利用者証明用電子証明書のパスワードについて、スマホの生体認証機能等が利用できます。

## 利用の留意点

スマホ用電子証明書の利用については、次の点に留意します。

### (1) 対応できる端末が限定

スマホ用電子証明書を利用することができるのは、現状Android™のスマホに限られています。

また、Android 端末であっても全ての端末には対応していないため、利用するスマホが対応できるかは、デジタル庁のサイトなどで確認する必要があります。

### (2) スマホの利用をやめるとき

スマホ用電子証明書を登録しているスマホの機種変更や売却、破棄や故障などの理由により当該スマホの利用をやめるときには、当該スマホを用いてマイナポータルアプリから失効手続を行います。利用者自身で電子証明書を失効させることが、法律上義務づけられています。

失効手続を行えば、電子証明書が失効し、スマホ内の関連データも削除されます。

適切に失効手続が行われていない場合には、スマホ内にスマホ用電子証明書が残ったままとなります。スマホの端末初期化では削除されないため、注意しましょう。万が一のリスクも考え、確実に電子証明書の失効手続を行うようにしましょう。

参考：国税庁「令和7年1月からスマホ用電子証明書に対応！」[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6\\_smart\\_shinkoku/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6_smart_shinkoku/index.htm)  
デジタル庁「スマホ用電子証明書搭載サービス」<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification>  
デジタル庁「スマホ用電子証明書を登録しているスマートフォンの利用をやめるときの手続」  
<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/smartphone-certification/attention>

(※) Android は Google LLC の商標です。

# 健康保険証の発行終了に伴い 手続きも変わりました

健康保険証の新規発行が、2024年12月2日をもって終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録する「マイナ保険証」の本格運用が始まります。これに伴い、従業員が入社したときの社会保険の手続きなどが一部変更になります。

## 新規発行も再発行もありません

2024年12月2日以降、健康保険証は発行されません。新たに資格取得をする従業員だけでなく、家族が被扶養者として認定を受けるときも同様です。また、婚姻等で氏名変更となる場合や健康保険証を紛失した場合についても、再発行はされません。

なお、すでに発行されているお手元の健康保険証は、有効期限までの間、最長1年間使用できます。

## 今後の手続き～資格確認書の発行

今後は医療機関等で保険診療を受ける際、基本的にマイナ保険証を利用することになります。マイナ保険証が利用できない人<sup>\*</sup>には「資格確認書」が発行されるため、これを医療機関等の窓口で提示することで、保険診療を受けることができます。

この「資格確認書」を迅速に発行するために、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」および「被扶養者(異動)届」に、新たに「資格確認書発行要否」欄が設けられました。新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、この欄にチェックを

入れることで、発行手続きが速やかになります。

チェックが入っていない場合でも、マイナ保険証が利用できない人には、資格確認書が発行されますが、発行までに時間がかかるとされています。近い時期に医療機関等の受診予定がある場合などで差しさわりが生じますので、マイナ保険証が利用できない人の手続きを行う際には、資格確認書の発行の要否を確認の上、この欄をご利用ください。

<sup>\*</sup> マイナンバーカードを作っていない人や、健康保険証として利用登録を行っていない人等

## マイナ保険証について確認を

今後の手続きは、マイナ保険証が利用できるか否かの情報を事前に入手しておくとのスムーズです。従業員の入社が決まったら、次の情報を入手しておくといでしょう。

- ① マイナンバーカードを作っているか
- ② マイナ保険証の利用登録状況

特に②については、登録の有無をご本人が把握されていないケースが多く見受けられます。手続きの段階で確認していると時間を要することにもなりかねませんので、ご注意ください。登録状況は、マイナポータルで確認いただけます。



# 2024年の賃金改定状況を振り返る

2024年10月に、賃金引き上げ状況に関する調査結果\*が発表されました。ここではその結果から、産業別に2024年の賃金改定状況をみていきます。

## 引き上げ割合は91.2%

上記調査結果から、賃金改定状況（予定を含む）をまとめると、下表のとおりです。

調査結果全体の1人平均賃金を引き上げた・引き上げる（以下、引き上げた）企業の割合は、2024年は91.2%でした。この割合は、過去最高の数字です。2024年の1人平均賃金を引き下げた・引き下げる（以下、引き下げた）は0.1%、賃金改定を実施しないが2.3%、未定が6.4%となりました。

## 産業別の状況

産業別の状況について、2024年の引き上げた割合をみると、電気・ガス・熱供給・水道業が

100%となり、建設業、製造業、金融、保険業も95%を超えました。引き下げた企業があったのは、情報通信業と宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業でした。改定を実施しない割合は、運輸業、郵便業が10%を超えました。未定の割合は、生活関連サービス業、娯楽業と運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業が10%を超えています。未定の割合が高い産業の場合、調査実施後に賃金引き上げ企業の割合が高まる可能性があります。

地域別最低賃金を1,500円にする政府目標の下、今後も大幅な最低賃金の改定が続くものと思われます。企業にとっては、こうした改定による人件費の増加に対応するための体質強化が求められます。

産業別の賃金改定状況 (%)

	引き上げた		引き下げた		改定を実施しない		未定	
	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年	2024年	2023年	2024年
全体	89.1	91.2	0.2	0.1	5.4	2.3	5.3	6.4
建設業	99.7	99.7	0.3	-	-	0.3	-	-
製造業	97.4	98.7	0.3	-	1.6	0.4	0.7	0.9
電気・ガス・熱供給・水道業	92.9	100.0	-	-	-	-	7.1	-
情報通信業	91.8	91.7	-	0.4	1.9	1.7	6.3	6.2
運輸業、郵便業	71.0	74.4	-	-	14.5	11.7	14.5	13.9
卸売業、小売業	89.2	91.1	0.1	-	5.4	0.0	5.4	8.9
金融業、保険業	91.0	95.1	0.3	-	1.7	-	6.9	4.9
不動産業、物品賃貸業	92.3	93.9	-	-	5.4	1.8	2.2	4.3
学術研究、専門・技術サービス業	91.4	91.6	-	-	4.3	1.9	4.3	6.5
宿泊業、飲食サービス業	77.4	82.2	1.1	1.1	8.1	6.3	13.4	10.4
生活関連サービス業、娯楽業	79.4	76.2	-	-	12.4	7.7	8.2	16.1
教育、学習支援業	85.4	87.8	-	1.0	6.1	3.7	8.5	7.5
サービス業（他に分類されないもの）	86.9	85.6	-	-	8.7	3.0	4.4	11.4

厚生労働省「令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より作成

\*厚生労働省「令和6年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」

2024年7月～8月にかけて、産業、企業規模別に抽出した常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業3,622社を対象に行われた調査です。有効回答率は49.2%です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/24/index.html>

# 中小企業の事業承継の意向

新しい年を迎える時期になりました。自社の将来などを検討する経営者もいらっしゃるでしょう。ここでは、経営者にとって最も重要な判断である事業承継に関するデータをご紹介します。

## 60歳代の社長が26.2%に

中小企業庁の調査結果\*から、2023年6月時点の中小企業の社長（個人事業主含む）の年代別割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】社長の年代別割合（%）

20歳代以下	0.1
30歳代	1.9
40歳代	13.7
50歳代	25.5
60歳代	26.2
70歳代	25.0
80歳代以上	7.6

中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）確報」より作成

60歳代が26.2%で最も高く、50歳代と70歳代も25%台となりました。50～70歳代で全体の75%程度を占めています。

## 設立時期別の承継意向

次に中小法人企業の設立年別に、事業承継の意向をまとめると表2のとおりです。

調査結果計では、今はまだ事業承継を考えていないが45.0%、親族内承継を考えているが30.8%となりました。

設立年別の事業承継を考えている回答の中では、親族内承継の割合が2016年を除いて最も高くなりました。中でも1995年以前設立の企業では、30%を超えています。

事業承継は経営者にとって最も重要な経営判断になります。後継者の育成などの準備も必要で、実際の承継には長い期間が必要になります。経営者の年齢と事業の現状を考え、早めに取り組むことが求められます。

【表2】法人企業の設立年別事業承継の意向（%）

事業承継の意向	設立年	計	2019年以降	2018年	2017年	2016年	2006～2015年	1996～2005年	1986～1995年	1985年以前
親族内承継を考えている		30.8	19.7	19.1	18.3	13.6	21.1	28.0	32.2	38.0
役員・従業員承継を考えている		6.8	7.2	4.6	7.1	4.1	5.3	8.4	6.3	7.2
会社への引継ぎを考えている		1.6	2.1	0.7	0.5	0.8	1.2	1.7	1.5	1.9
個人への引継ぎを考えている		0.6	0.4	1.2	0.4	0.4	0.8	0.5	0.5	0.5
上記以外の方法による事業承継を考えている		2.2	1.8	1.3	5.6	0.5	2.4	3.3	2.1	1.8
現在の事業を継続するつもりはない		10.9	12.6	5.6	9.0	17.2	9.6	10.2	14.4	9.9
今はまだ事業承継について考えていない		45.0	52.0	66.8	58.6	61.8	58.1	46.5	40.5	38.3
その他		2.1	4.2	0.7	0.6	1.6	1.4	1.4	2.5	2.5

中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）確報」より作成

\*中小企業庁「令和5年中小企業実態基本調査（令和4年度決算実績）確報」

総務省の「経済センサス基礎調査」等の結果をもとに抽出した、全国の中小企業約11万社を対象にした調査で、2024年7月末に発表されました。有効回答率は41.7%です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?tclass=000001219980&cycle=7&year=20230>

仕事は始めが肝心です。取引先の仕事開始日を踏まえて、新年の挨拶回りなどを滞りなく実施すると、気持ちよいスタートがきれいでしょう。

## 01 還付申告(所得税の確定申告)の受付開始

所得税の還付を受けるための確定申告書の提出は、2月15日以前でも可能です。早く申告を行えば、早く還付が受けられます。

## 02 固定資産税の償却資産に関する申告

2025年1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市町村へ申告します。納付税額は市町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に、後日通知されます。

## 03 個人の県民税・市町村民税等の納付(普通徴収、第4期分)

普通徴収(第4期分)の個人の道府県民税・市町村民税・森林環境税の納付月です。納期限は、市町村の条例で定める日です。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。

## 04 給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

2025年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が済んでいるか、今一度確認しましょう。回収期限は、2025年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれ有無の確認をしましょう。また、2024年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者が否かにかかわらず、すべての給与受給者に交付しましょう。

## 05 法定調書や給与支払報告書の提出

毎年1月は法定調書や給与支払報告書の提出月です。法定調書には、源泉徴収票、報酬等の支払調書などがあります。各々、税務署や市区町村への提出の要件が定められています。手引などを確認の上、提出しましょう。

## 06 労働者死傷病報告等の電子申請義務化

2025年1月1日から、労働者死傷病報告や定期健康診断結果報告など、労働安全衛生関係の一部の手続きにおいて、電子申請が義務化されます。

## 07 4月入社の内定者への情報提供

内定者に対しては、入社までのスケジュールや入社に必要な書類についての連絡を行い、入社準備をしておいてもらうようにしましょう。

本格的な冬の到来で、インフルエンザなどが流行する時期になってきました。室内の換気や加湿といった衛生管理をしっかり行うようにしましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	水	先勝	元日
2	木	友引	
3	金	先負	
4	土	仏滅	
5	日	大安	小寒
6	月	赤口	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（11月分）</li> <li>●所得税の還付申告の受付開始（令和6年分）</li> </ul>
7	火	先勝	
8	水	友引	
9	木	先負	
10	金	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（12月分）
11	土	大安	
12	日	赤口	
13	月	先勝	成人の日
14	火	友引	
15	水	先負	
16	木	仏滅	
17	金	大安	
18	土	赤口	
19	日	先勝	
20	月	友引	大寒 ●源泉所得税の納期限の特例納期限（前年7～12月分）
21	火	先負	
22	水	仏滅	
23	木	大安	
24	金	赤口	
25	土	先勝	
26	日	友引	
27	月	先負	
28	火	仏滅	
29	水	先勝	
30	木	友引	
31	金	先負	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（12月分）</li> <li>●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限（第3期分）※口座振替を利用しない場合</li> <li>●労働者死傷病報告書の提出期限（休業4日未満の10月～12月の労災事故について報告）</li> <li>●個人の県民税・市町村民税等の納期限（普通徴収、第4期分）※市町村の条例で定める日まで</li> <li>●税務署への法定調書の提出期限</li> <li>●市区町村への給与支払報告書の提出期限</li> <li>●固定資産税の償却資産に関する申告期限</li> <li>●給与所得者の扶養控除等申告書の回収期限 ※最初の給与支払日の前日まで</li> <li>●源泉徴収票の交付</li> </ul>